RCEPへの期待

アジア経済交流センター長　**鎌田　慶昭**

最近、新聞などでRCEP（アールセップ）という言葉を目にされた方が多いのではないだろうか。これはRegional Comprehensive Economic Partnershipの略で、日本語では「地域的な包括的経済連携」と訳され、昨年11月にASEAN10ヶ国、日本を含む周辺5ヶ国、計15ヶ国の間で合意し署名された経済連携協定で、「東アジア地域包括的経済連携」と呼ばれることもある。これにより、世界人口の約30%、また、GDP、貿易額において世界全体の約30%を占める巨大自由貿易圏が誕生する。

1.ASEAN経済連携の歴史

ASEAN域内での貿易協定の誕生は28年前にさかのぼる。

その後、中国、韓国、日本など、周辺国各々1国を加えたASEAN+1が形成され、更に、ASEAN+1関係国を全て包括したASEAN+6の構想から現在のRCEPに至る。

①ASEAN 自由貿易協定（AFTA）
1993年発効
ASEAN原加盟国（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、シンガポール）は2010年からほぼ全品目が無税化。
CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は2015年からほぼ全品目が無税化。

②ASEAN + 中国 自由易協定（ACFTA）
2005年発効

③ASEAN + 韓国 自由易協定（AKFTA）
2007年発効

④ASEAN + 日本 経済携協定（AJCEP）
*2008年より順次発効
*2008年に日本&シンガポール・ベトナム・ラオス・ミャンマーの5カ国、（同年インドネシア・日本の二国間協定JIEPAを発効するも、AJCEP発効は大幅に遅れた）
翌2009年、日本&ブルネイ、マレーシア、タイ、カンボジア、2010年日本&にフィリピン、2018年に日本&インドネシアで発効

⑤ASEAN + インド 自由貿易協定（AIFTA）
2010年発効

⑥ASEAN + 豪州・NZ 自由貿易協定（AANZFTA）
2010年より順次発効

東アジア地域における経済協力の枠組み（RCEP）

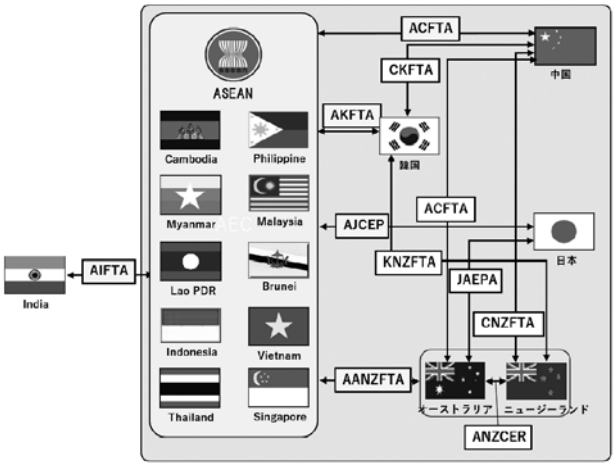

出所:ASEAN日本政府代表部作成資料

ASEAN+1締結の6ヶ国の内、インドがRCEP合意に難色を示し交渉途上で離脱し、最終的にASEAN10ヶ国と周辺の5ヶ国の間での締結となった。

貿易赤字に悩み、自国製造業振興政策（Make in India）を進めるインドが、RCEPによる対中貿易赤字の拡大を危惧する（2019年度の対中貿易赤字は約487億ﾄﾞﾙで赤字全体の約32%）のはやむを得ないことかも知れない。

日本はこれまでインドの復帰に尽力してきたが、北米に代わる新たな市場拡大を急ぐ中国はインド抜きでの早期締結を主張、最終的に中国の意向が優先される形でインド抜きでの署名となったが、インドの途中参加を認める合意内容となっている。

2．EPAとFTAの違い

この種の協定を見ると、FTAとEPAが混在していることに気づく。

EPA（Economic Partnership Agreement）は経済連携協定と訳され、自由貿易協定FTA（Free Trade Agreement）の発展型と考えて良い。

FTAが物品やサービスの貿易自由化に特化したものであるのに対し、EPAは貿易以外でも、投資、人の往来、各種認証、知的所有権など、多方面に亘っているところに違いがある。

別の見方をすると、関税引下げ・撤廃交渉で両国間が互いに譲らず、落としどころが見つからない場合、貿易以外の分野で妥協する、或いは相手の譲歩を引き出す、ということがある。（例が不適当かも知れないが、家電量販店でパソコン購入の際、店がこれ以上は値引き出来ない場合、プリンターをおまけする、或いはポイントを倍にする、といった感じだろうか？）

貿易自由化に特化したFTAに比べ、ガチンコの関税撤廃論争を避け他分野での妥協を図るEPAの方が、関税引下げに関しては「やや手ぬるい」感じは否めず、保護的傾向が強い国はEPAが多い気がする。

本項のRCEPはEPAに属し、関税の撤廃率が品目数で全体の91%で、更に、税関手続き及び貿易円滑化、自然人の一時的な移動、投資、知的財産、電子商取引、競争、中小企業、経済協力及び技術協力等々、多くの項目に及んでいる。

もっとも最近はFTAも貿易以外の多分野まで広がる傾向にあり、FTAとEPAの境界は無くなり、両者はほぼ同じと考えても良いかも知れない。

3．RCEPにより何が変わる？

<得か損か?>

それぞれ国や業種、事業形態等により当然事情は異なろう。

RCEPは、米中貿易戦争で市場を失った中国や、輸出志向の強いベトナム・韓国などは歓迎だろうが、保護主義的な色彩の濃いインドネシアあたりは、あまり歓迎しないかも知れない。

RCEP交渉が始まった2012年、当時ジェトロ・ジャカルタ事務所に勤務していた私は、複数の日系企業からRCEPに対する意見を聞かせて頂いたことがあった。

インドネシアに進出していた日系製造業の多くは、輸出の為の生産拠点というより同国内での販売を目的としていたため、歓迎より戸惑いの声が多かった。

ある大手製造業の方は「RCEPなどとんでもない！多くのリスクと資金をかけてインドネシアに工場進出したのに、輸入品との競争にさらされるのはたまらない」と、困惑されていた。

国内産業保護を重視するインドネシアでは、輸入バリアが高い代わりに、現地に拠点を持つ外資企業には、現地企業同様に保護されるという側面がある。

<広域サプライチェーンの形成>

しかし、既に走り始めたRCEP、できれば前向きにとらえて行きたいものである。

まず、ベトナムに工場進出している日本の製造業の場合を考えてみよう。

日本の原材料や部品を用いてベトナムの工場で組み立て、完成品を中国に輸出する場合、日本⇔ベトナム、ベトナム⇔中国にそれぞれ協定があっても、以前はそれら三国を包括する協定が無かったため、ベトナムでの付加価値が高くないと（製品価格の40%以上）、ベトナムから中国に完成品を輸出する際に関税減免の対象にならなかったが、RCEPの活用により、関税面での優遇が受けられるようになる（「付加価値基準」適用品目の場合）。

原材料、部品の域内調達が困難な場合でも、それらを日本や韓国から引っ張って来られるなど、各種調達や、加工委託先などの選択肢が広がる。

<日中、日韓で初めての協定>

日本は、これまで最大の貿易相手国である中国とも、また、同３番目の韓国とも協定を結んでおらず、今回のRCEPにより初めて両国が繋がることになる。

物流にASEANが絡まず、日中、日韓の二国間での貿易・投資等でも、RCEPは双方に大きな変化をもたらすことになる。

貿易に関して言えば、中国向けに輸出している企業には有利になり、国内市場で中国品との競合関係にある企業にとっては、より厳しい状況になるだろう。

食料の自給率が40%に満たない日本としては、食料関連の輸入関税撤廃は歓迎すべきと言えるが、農産品の重要5品目である米、麦、牛豚肉、乳製品、甘味資源作物に関しては、関税の撤廃・引下げ品目から除外し、国内産業を保護している。

４．協定の発効時期

15か国署名後に即開始という訳には行かず、まず各国での批准（日本では国会の承認）が必要となる。

RCEPでは、ASEAN６か国以上、パートナー国３か国以上の批准がスタートの条件となる。

開始を急ぐ中国と、中国の影響を強く受けるラオス、カンボジア、軍事クーデター以降中国依存増大が予想されるミャンマーは、批准が早いだろう。

輸出志向の強いベトナム、韓国も問題なく、日本、タイ、マレーシアも早期批准を目指しており、今年末か来年初めの発効が可能と思われる。

海外での事業展開に関与されている方々は、RCEPの活用に向け、調査、準備を是非進めて頂きたいものである。

参考リンク:
RCEP協定に関するファクトシート
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100115475.pdf
RCEP（工業製品関税）の概要について
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/epa/rcep/gaiyo.pdf